

# 庄原市放課後児童クラブ

## 令和6年度入会のしおり

### ■令和6年度分受付期間 (※提出期限厳守)

新1年生 : 令和5年12月1日(金)～令和6年3月1日(金)

新2年生以上 : 令和5年12月1日(金)～令和5年12月22日(金)

※長期休業(夏休み等)のみ利用を希望される方など、年の途中から利用の場合も、

必ず受付期間内にお申し込みください。(ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。)

### 【児童クラブ一覧】

児童クラブ名	住所	電話番号
庄原小学校放課後児童クラブ	庄原市西本町一丁目 13-1 (庄原小学校敷地内)	0824-72-0477 090-8067-1974 090-8067-2064
東小学校放課後児童クラブ	庄原市上原町 376-1 (東小学校敷地内)	080-5230-3909
板橋小学校放課後児童クラブ	庄原市板橋町 181-3 (板橋子育て支援施設内)	090-8067-2047 0824-72-6720
永末小学校放課後児童クラブ	庄原市永末町 37-1 (永末小学校敷地内)	090-6831-1731
西城放課後児童クラブ	庄原市西城町西城 281-1 (西城小学校敷地内)	0824-74-6612 080-6269-3041
東城放課後児童クラブ	庄原市東城町川東 1371-1 (東城子育て支援施設「こどもの館」内)	090-4142-4460 08477-3-6101
小奴可放課後児童クラブ	庄原市東城町小奴可 320-5 (小奴可小学校敷地内)	080-2900-8248 08477-3-6866
口和放課後児童クラブ	庄原市口和町向泉 1041 (旧口北小学校内)	0824-87-2453 080-5627-8314
高野放課後児童クラブ	庄原市高野町新市 1284 (高野山村開発センター内)	080-6240-7954 0824-74-6560
比和放課後児童クラブ	庄原市比和町比和 535-1 (比和子育て支援施設内)	080-6316-4386 0824-85-2608

## 1. 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、放課後や土曜日、長期休業日等で保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生の家庭に代わる生活の拠点となる場所です。

集団生活を行う中で、基本的な生活習慣、遊び、学習などの支援により、子どもの健全な育成を図ります。

放課後児童クラブは、集団生活をする場です。みんなが気持ちよく過ごせるように、各放課後児童クラブで決められたルールを守り利用してください。

また、各ご家庭においてもルールを守るよう児童に声掛けをしてください。



## 2. 利用できる児童

- ① 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童
- ② その他、身体的、地理的、家庭的要件等により、昼間、家庭での養育が困難と特に市長が認める児童



## 3. 開設時間

- ◆平日（学校開校日）・・・（ 下校時～18：30 ）
  - ◆土曜日及び長期休業日、代休日・・・（ 8：00～18：30 ）（弁当持参）
- ※クラブによって、土曜日開設を他の児童クラブとする場合があります。

## 4. 休業日

- ◆日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）
  - ◆台風等の災害の場合、状況により閉所になることがあります。  
（別紙「気象情報の発表・避難情報の発令時における放課後児童クラブの対応について」を参照）
  - ◆その他、特別な理由で閉所する場合があります。
- ※学校保健安全法施行規則第 19 条の基準により、小学校を出席停止となる感染症を発症した場合は、小学校と同様に児童クラブを利用することはできません。また、インフルエンザ等で学級閉鎖及び学年閉鎖となった場合は、該当の学級、学年の児童は利用できません。**

## 5. 利用者負担金について

- 月額 3,000円/人（8月 4,000円/人）  
※10日以内利用の場合 1,500円/人（8月 2,000円/人）  
※きょうだいが同月利用の場合、2人目から半額（利用日数が少ない方を半額）

- ◆利用者負担金の減免制度がありますので、減免申請書を提出してください。

（減免申請書は毎年提出が必要です。）

- ①生活保護世帯・・・全額
- ②市民税非課税世帯・・・半額
- ③準要保護世帯・・・半額



- ◆利用者負担金の納入は原則口座振替です。  
指定の金融機関より原則利用月の翌月の末日に引き落とします。  
(口座振替に係る手数料は市で負担します) \* 令和6年度引き落とし日 (P3)  
利用者負担金については庄原市児童福祉課あんしん支援係 (0824-73-0051) まで  
お問い合わせください。

## 6. その他必要経費について

- ◆保険料 (スポーツ安全保険)      年額 800円/人

## 7. 入会申し込みに必要な書類等

次の書類を提出してください。

- ① 入会申込書 (両面)
  - ② 勤務証明書 (同居世帯で就労している方全員分)
  - ③ 口座振替依頼書 (取引のある金融機関へ提出)
  - ④ 利用者負担金減免申請書 (該当者のみ)
  - ⑤ 保険申込書 (入会受付期間内のみ)
  - ⑥ 生活管理指導表 (該当者のみ) 12/22 (金) 以降の提出でも構いません
- ※②勤務証明書について、前年度既に提出してあり、勤務先・就労曜日・就労時間等変更がない場合と今年度保育所に提出している方については提出する必要はありません。
- ※③継続利用の方ですでに提出されている方については変更のない場合は提出する必要はありません。
- ※⑤入会受付期間を過ぎてスポーツ安全保険に加入される場合は、「スポあんネット」での申し込みとなります。詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
- ※⑥各児童クラブではおやつを提供にあたり、児童の食物アレルギーの確認をしております。アレルギーがある児童は各児童クラブによって対応 (除去対応、おやつ持参) が異なります。各児童クラブでご確認ください。
- なお、生活管理指導表は、学校の提出用にとられました写しで構いません。

## 8. 退会について

児童クラブを退会される場合は、退会届を (P4) 【問い合わせ一覧】担当窓口  
提出してください。

## 9. その他の事項について

各児童クラブについての別紙「〇〇児童クラブについて」を参照してください。

※別紙は、(P4) 【問い合わせ一覧】担当窓口および、各児童クラブへ置いています。

【別紙内容】

- ◆おやつ代
- ◆児童クラブからのお願い
- ◆児童クラブの1日の流れ

令和6年度放課後児童クラブ利用料 口座引き落とし日【予定】一覧

利用月	引き落とし日
4月	5月31日(金)
5月	7月1日(月)
6月	7月31日(水)
7月	9月2日(月)
8月	9月30日(月)
9月	10月31日(木)
10月	12月2日(月)
11月	12月27日(金)
12月	1月31日(金)
1月	2月28日(金)
2月	3月31日(月)
3月	4月30日(水)

※放課後児童クラブの利用者負担金は、原則口座振替をお願いします。  
※原則利用月の翌月の末日に引き落とします。引き落としの前日までに  
残高確認をお願いします。

利用者負担金は放課後児童クラブを運営するための貴重な財源です。  
期限内の納付にご協力ください。

【問い合わせ先一覧】

児童クラブ名	担当窓口	電話番号
庄原小学校放課後児童クラブ	庄原市役所 本庁 児童福祉課 あんしん支援係	0824-73-0051
東小学校放課後児童クラブ	庄原市役所 本庁 児童福祉課 あんしん支援係	0824-73-0051
板橋小学校放課後児童クラブ	庄原市役所 本庁 児童福祉課 あんしん支援係	0824-73-0051
永末小学校放課後児童クラブ	庄原市役所 本庁 児童福祉課 あんしん支援係	0824-73-0051
西城放課後児童クラブ	庄原市役所 西城支所 地域振興室 保健福祉係	0824-82-2202
	庄原市役所 本庁 児童福祉課 あんしん支援係	0824-73-0051
東城放課後児童クラブ	庄原市役所 東城支所 市民生活室 市民生活係	08477-2-5131
	庄原市役所 本庁 児童福祉課 あんしん支援係	0824-73-0051
小奴可放課後児童クラブ	庄原市役所 東城支所 市民生活室 市民生活係	08477-2-5131
	庄原市役所 本庁 児童福祉課 あんしん支援係	0824-73-0051
口和放課後児童クラブ	庄原市役所 口和支所 地域振興室 市民生活係	0824-87-2112
	庄原市役所 本庁 児童福祉課 あんしん支援係	0824-73-0051
高野放課後児童クラブ	庄原市役所 高野支所 地域振興室 市民生活係	0824-86-2115
	庄原市役所 本庁 児童福祉課 あんしん支援係	0824-73-0051
比和放課後児童クラブ	庄原市役所 比和支所 地域振興室 市民生活係	0824-85-3003
	庄原市役所 本庁 児童福祉課 あんしん支援係	0824-73-0051